

京都市告示第108号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託しました。

平成27年4月15日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託期間
タイムズグループ	京都市出町駐車場使用料の徴収	平成27年4月1日から 平成31年3月31日まで

(建設局自転車政策推進室)